証券コード 6640
平成29年３月14日

株　主　各　位

京都市伏見区桃山町根来12番地４
第 一 精 工 株 式 会 社
代表取締役社長　小　西　英　樹

第54期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第54期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月29日（水曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月30日（木曜日）　午前10時
２．場　　所　京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　貴船（会議室Ｃ）

当社は、株主総会を福岡市で開催してまいりましたが、より多くの株主様にご来場いただけますよう、株主総会の開催場所を上記のとおり変更することといたしました。
当日ご出席の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。

３．会議の目的事項
報 告 事 項　１．第54期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第54期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件
第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

4．本定時株主総会ご出席に関する事項

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

5．その他本招集ご通知に関する事項

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daiichi-seiko.co.jp/）に掲載させていただきます。

以　上

≪事業説明会開催のご案内≫

本定時株主総会終了後、引き続き株主総会会場におきまして、株主様向け事業説明会を開催させていただきたいと存じます。株主様の当社に対するご理解を深めていただく一助になれば幸いに存じますので、お時間の許す株主様には本定時株主総会とあわせてご参加賜りますようご案内申しあげます。

なお、事業説明会においては、お食事等のご用意はございませんので、予めご了承くださいますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度においては、米国では原油安及び長期化する外需の低迷等が影響し、設備投資の鈍化や輸出の不振が続きましたが、堅調な雇用情勢と所得環境が個人消費を下支えしたこと等により、緩やかながら景気は拡大基調で推移しました。また欧州では、英国の欧州連合（ＥＵ）離脱問題に伴う先行き不透明感が漂う中、個人消費を中心とした内需増勢の持続が景気の回復を支え、先進国経済は概ね順調に推移しました。一方、中国やその他新興国においては、世界貿易の伸び悩み等の影響により経済成長の鈍化傾向が続き、全体として世界経済は本格的な回復に至りませんでした。

わが国では、雇用情勢が堅調を維持した一方で、不安定な海外情勢等を背景に円高・株安の進行及び個人消費の停滞から長く抜け出せず、景気は踊り場にある状態が継続しました。

そのような状況下において、当連結会計年度の売上高は45,834百万円（前年同期比6.0％減）、営業利益401百万円（前年同期比76.7％減）、経常利益800百万円（前年同期比65.8％減）、親会社株主に帰属する当期純利益157百万円（前年同期比93.3％減）となりました。

［セグメント別状況］

（電気・電子部品事業）

電気・電子部品事業は、ノートパソコンの販売不振やスマートフォンの成長鈍化等により、それらに使用されるコネクタの需要が減少したことに加え、急激な為替変動の影響を受け低迷しました。中でもアンテナ用超小型ＲＦ同軸コネクタや細線同軸コネクタは、主要用途であるノートパソコンやスマートフォン等の不振に加え、一部、競争激化等の影響もあり減少しました。一方、ＦＰＣ／ＦＦＣコネクタや基板対基板コネクタは、高周波ノイズの干渉を防ぐフルシールドコネクタの出荷が下期以降進んだことから伸長しました。ＨＤＤ関連部品は、サーバーやゲーム機向けの需要は比較的堅調に推移しましたが、ノートパソコン向けの販売不振により低迷しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は26,134百万円（前年同期比10.2％減）となり、営業利益は1,380百万円（前年同期比60.8％減）となりました。

(自動車部品事業)

自動車部品事業は、北米や中国を中心に自動車販売が堅調に推移したことに加え、自動車の電装化が進展したことを受けて、燃費向上や安全走行に効果を発揮するセンサ等の電装部品が好調に推移しました。また、ＬＥＤヘッドライトに使用される耐熱・耐振性に優れた小型・薄型ＳＭＴコネクタ等の自社ブランドコネクタも採用車種が拡大する等、順調に伸長しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は18,076百万円（前年同期比3.6％増）となり、営業利益は1,367百万円（前年同期比240.2％増）となりました。

(設備事業)

設備事業は、自動車の電装化が進展していることも後押しとなり、車載向け半導体の製造に使用される封止装置の受注は東南アジアを中心に比較的堅調に推移しましたが、スマートフォンの飽和感や中国をはじめとする東アジアの景気下振れ懸念等が影響し、半導体メーカー等の主要顧客に投資を手控える動きが見られ、全体としては半導体封止装置や金型等の受注が低迷しました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は1,623百万円（前年同期比26.3％減）となり、営業利益は55百万円（前年同期比11.4％増）となりました。

⑵　設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資は、新技術の開発強化及び取引先の要望に対応するため、金型及び機械を中心に6,914百万円を投資いたしました。

⑶　資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国や欧州など先進国における個人消費主導の経済成長は続くと予想される一方、米国の新政権による政策の不確実性、英国の欧州連合（ＥＵ）離脱交渉本格化や主要国で相次ぐ国政選挙、更にはそれらの外的要因が新興国経済にもたらす影響など、見通しの下振れリスクに注意が必要な状況が続くと思われます。

わが国経済は、実質賃金の増加に伴う消費の拡大及び経済政策の実施などの内的要因や、世界経済の回復を受けて緩やかな成長軌道に向かうことが予想されますが、海外発のリスク要因に伴う円高や株安の進行等が経済に与える影響が懸念されるなど、不透明感の強い状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループの電気・電子部品事業は、アンテナ用超小型ＲＦ同軸コネクタや細線同軸コネクタは、今後市場の拡大が見込めるロボットや医療分野をはじめ、ＩｏＴ関連の新規需要取り込みを進めてまいります。ＦＰＣ／ＦＦＣコネクタや基板対基板コネクタは、伝送特性、ノイズ対策に優れた高機能コネクタの開発・拡販を継続し、更なるビジネス拡大を図ってまいります。ＨＤＤ関連部品は、顧客ニーズに合った生産体制を確立するため海外での生産比率を高めるとともに、新規顧客開拓に向けた種々の取り組みを進めてまいります。

自動車部品事業は、自動車の電装化が一段と進展することが予想される中、車載用センサ等の電装部品需要が増加するものと思われます。自社ブランドの車載用コネクタについては拡販活動を強化し、併せて独自技術を活かした新規製品の開発にも引き続き努めてまいります。

設備事業は、市場ニーズの拡大が見込まれる超薄型成形技術の開発、試作を継続し、既存封止装置に新たな機能を付加したリニューアル機の開発、市場投入に向けた取り組みを進めてまいります。また、半導体封止で培った成形技術を応用した新規ビジネスの開拓に引き続き取り組み、収益基盤の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 51 期 平成25年12月期	第 52 期 平成26年12月期	第 53 期 平成27年12月期	第 54 期 平成28年12月期 (当連結会計年度)
売上高（百万円）	41,401	46,541	48,749	45,834
経常利益（百万円）	1,328	3,098	2,344	800
親会社株主に帰属する当期純利益（△純損失）（百万円）	△1,234	1,246	2,355	157
１株当たり当期純利益（△純損失）（円）	△73.81	74.57	140.83	9.41
総資産（百万円）	54,246	58,860	59,183	59,175
純資産（百万円）	41,323	45,006	45,815	44,681
自己資本比率（%）	76.1	76.4	77.3	75.3

（注）１．売上高には、消費税等は含まれておりません。
２．１株当たり当期純利益（△純損失）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）に基づき算出しております。

⑹ 主要な事業内容

当社グループは、電気・電子部品事業、自動車部品事業及び設備事業の３事業を行っております。

各事業の主要製品は、次のとおりであります。

事業名	主要製品
電気・電子部品事業	コネクタ及び同関連部品（細線同軸コネクタ、超小型ＲＦ同軸コネクタ等） エレクトロニクス機構部品（ハードディスクドライブ用機構部品等）
自動車部品事業	車載用センサ・コネクタ、自動車関連部品等
設備事業	半導体樹脂封止装置、プラスチック成形周辺機器等

⑺ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
SINGAPORE DAI-ICHI PTE. LTD.	3,300千S$	100	電子部品等の製造及び販売
上海第一精工模塑有限公司	64,820千元	100	電子部品等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場

当社	営業所	本社（京都市伏見区） 東京支社（東京都港区） 東京事業所（東京都町田市） 福岡事業所（福岡県小郡市）
	工場	京都工場（京都市伏見区） 小郡工場（福岡県小郡市） 大野城工場（福岡県大野城市） 大刀洗工場（福岡県朝倉郡筑前町） 山梨工場（山梨県山梨市）
子会社	工場	松江第一精工株式会社 松江工場（島根県松江市） SINGAPORE DAI-ICHI PTE. LTD. イシュン工場（シンガポール） ウッドランド工場（シンガポール） 上海第一精工模塑有限公司 上海第一・第二工場（中国 上海） 東莞第一精工模塑有限公司 東莞工場（中国 東莞） MDI SDN. BHD. マレーシア工場（マレーシア ジョホールバル） LAGUNA DAI-ICHI, INC. ラグナ工場（フィリピン ラグナ） THAI DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD. タイ工場（タイ チョンブリ） PT.PERTAMA PRECISION BINTAN ビンタン工場（インドネシア リアウ） VIETNAM DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD. ベトナム工場（ベトナム ビンズオン） TOUCHSTONE PRECISION,INC. アラバマ工場（アメリカ アラバマ）

⑼ 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数（名）	前連結会計年度末比増減
5,932（332）	9名増

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数（名）	前事業年度末比増減	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
1,755（81）	73名増	37.5	13.2

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者（派遣社員）の年間平均雇用人数を（ ）で外数により記載しております。

⑽ 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社京都銀行	2,117
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,073
株式会社みずほ銀行	706
株式会社三井住友銀行	698
株式会社山陰合同銀行	688

2．会社の株式に関する事項

⑴　発行可能株式総数　20,000,000株
⑵　発行済株式の総数　16,722,800株
⑶　株主数　5,370名
⑷　大株主（上位10名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社ディー・エム・シー	7,200,300	43.1
第一精工従業員持株会	698,880	4.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	593,200	3.5
小西英樹	497,600	3.0
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	281,900	1.7
小西達也	240,000	1.4
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	226,100	1.4
CACEIS BANK LUXEMBOURG-CLIENT ACCOUNT	213,500	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	208,900	1.2
京都中央信用金庫	187,600	1.1

（注）持株比率は自己株式（155株）を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小西 英樹	上海第一精工模塑有限公司董事長
専務取締役	福元 哲巳	生産担当
常務取締役	土山 隆治	自動車部品事業本部長
常務取締役	緒方 健治	技術開発本部長
常務取締役	原田 隆	アイペックス事業本部長
常務取締役	田篭 康利	管理本部長兼財務統括部長
取締役	後藤 信明	Ｅ＆Ｃ事業本部長
取締役	遠藤 隆吉	自動車部品事業本部車載コンポーネンツ事業部長
取締役	原 昭彦	アイペックス事業本部電子部品事業部長
取締役	岡田 和廣	株式会社ワコー代表取締役社長 株式会社ワコーテック代表取締役社長
取締役	橋口 純一	
常勤監査役	庭野 修次	
監査役	角田 宗熙	
監査役	中田 均	
監査役	前出 吉治	

(注) 1．取締役岡田 和廣氏及び橋口 純一氏は、社外取締役であります。
2．監査役庭野 修次氏、角田 宗熙氏、中田 均氏及び前出 吉治氏は、社外監査役であります。
3．監査役中田 均氏は、税理士の資格を有し、また監査役前出 吉治氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4．平成29年１月１日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
・土山 隆治氏は、自動車部品事業本部長からコンポーネンツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長に就任いたしました。

・原 昭彦氏は、アイペックス事業本部電子部品事業部長からアイペックス事業副本部長に就任いたしました。

5．当社は、橋口 純一氏、庭野 修次氏、角田 宗熙氏、中田 均氏及び前出 吉治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員（名）	報　酬　等　の　額（百万円）
取締役 （内、社外取締役）	11 (2)	245 (15)
監査役 （内、社外監査役）	4 (4)	22 (22)
合計 （内、社外役員）	15 (6)	268 (38)

（注）1．平成20年６月27日開催の第45期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額は年額350百万円以内、平成20年６月27日開催の第45期定時株主総会の決議により、監査役の報酬額は年額45百万円以内に定められております。

2．報酬等の額には、役員退職慰労引当金の当期繰入額14百万円が含まれております。

⑶　社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岡田　和廣氏は、株式会社ワコーの代表取締役社長及び株式会社ワコーテックの代表取締役社長であります。株式会社ワコーと当社との間には製品開発コンサルティング及び特許権実施許諾の取引関係があります。株式会社ワコーテックと当社との間には特別の関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	岡田　和廣	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席しております。 経営者としての豊富な経験とMEMS技術に関する高度な知見に基づき、取締役会等で発言を行っております。
取　締　役	橋口　純一	平成28年３月30日就任以降に開催された取締役会12回全てに出席しております。 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づき、取締役会等で発言を行っております。
監　査　役	庭野　修次	平成28年３月30日就任以降に開催された取締役会12回全てに出席、また監査役会８回全てに出席しております。 過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、常勤監査役として、取締役会及び監査役会等で発言を行っております。
監　査　役	角田　宗熙	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席、また監査役会12回全てに出席しております。 過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、取締役会及び監査役会等で発言を行っております。
監　査　役	中田　均	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席、また監査役会12回全てに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から財務及び会計に関する事項について、取締役会及び監査役会等で発言を行っております。
監　査　役	前出　吉治	当事業年度に開催された取締役会16回全てに出席、また監査役会12回全てに出席しております。 主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から財務及び会計に関する事項について、取締役会及び監査役会等で発言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①　当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第２条第１項に規定する業務に基づく報酬等の額

50百万円

②　当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

50百万円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社であるSINGAPORE DAI-ICHI PTE. LTD.及び上海第一精工模塑有限公司は、当社の会計監査人以外の会計事務所の法定監査を受けております。

③　監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5．会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

⑴　取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制の基礎として「第一精工グループ役職員行動規範」を策定し、役職員への浸透を図る。

② 取締役から統括責任者を選任し、取締役、監査役その他必要な人員で構成する「内部統制・コンプライアンス推進委員会」（以下、「推進委員会」という。）と委員長直属の事務局を設置する。

③ 推進委員会には、各部門に対する指導権限を与える。

④ 各部門にコンプライアンス実務担当者を配置する。

⑤ 取締役、推進委員会が法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告しなければならない。

⑥ 業務執行部門から独立した内部監査室を設置し、各部門の業務プロセスを監査し、不正の発見、防止とプロセスの改善に努める。

⑦ 内部の相談、通報窓口としてヘルプラインを設置し、社内におけるコンプライアンスに関する重要な事項がある場合は監査役に報告する。
また、その際の通報者には不利な取扱いをしない。

⑵　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理体制の基礎として、「危機管理社内マニュアル」を策定し、各部門に浸透を図る。

② リスク管理全体を総務部が統括し、当社の業務執行にとってのリスクを認識した上で、その監視及び対応を行う。

③ 大規模な事故、災害、不祥事等が発生した場合は、社長を対策本部長とし必要な人員で組織する「危機対策本部」を設置し、危機対応の措置をとる。

④ 新たに生じたリスクへの対応のために必要がある場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

⑶　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として取締役会を毎月１回開催する。また、必要に応じて適宜開催するものとする。

②　取締役会では、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の確認等を行うものとする。

③　取締役会とは別に経営会議を開催し、事業運営についての様々なテーマについて、議論を行う場を確保する。

⑷　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存、管理することとし、必要に応じ閲覧可能な状態を維持することとする。

②　取締役の職務の執行に係る情報、文書等は法令によって決められたものの他、会社にて重要と認められるものを選定する。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は、グループ会社をグループ会社管理規程に基づき管理を行う。

②　各事業部に配置するコンプライアンス実務担当者は、事業部に属するグループ会社を含め担当する。

③　推進委員会は、グループ会社全体のコンプライアンスを統括、推進する体制とする。

④　内部監査室による監査は、グループ会社も対象とし、定期的に実施する。

⑤　実務担当者、取締役、推進委員会及び内部監査室がグループ会社において法律違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合は、監査役に報告しなければならない。

⑹　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき者が必要な場合は、監査役スタッフを置くことができる。

②　監査役の職務を補助すべき者の人事は、取締役と監査役が意見交換の上行う。

③　使用人が監査役スタッフとなった場合は、業務の執行に関わる役職を兼務せず、取締役の指揮、命令には服さないものとする。

⑺　監査役への報告体制とその他監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制について

①　当社グループの取締役及び使用人は、法令に違反する事実、当社グループに著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事項に関する事項を速やかに監査役に報告をしなければならない。

②　監査役は、いつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。その場合は、取締役及び使用人は、速やかに報告をしなければならない。

③　監査役は、取締役会やコンプライアンス推進委員会会議等に出席することができる他、稟議書等の業務執行に関する重要文書を閲覧することができる。

④　監査役は、内部監査室の実施する監査計画の確認や修正を求めることができる。また、内部監査の結果は適宜報告を受け、必要があると認められるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができる。

⑤　監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに情報の交換を行うなどの連携を図っていく。

⑻　上記⑺の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑼　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の請求をしたときは、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、これに応じるものとする。

⑽　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　コンプライアンス

当社の「第一精工グループ役職員行動規範（抜粋）」及び「コンプライアンス連絡規程（抜粋）」を記載したCSRハンドブックを取締役及び使用人に所持させ、またCSR勉強会を適宜開催するなどコンプライアンス意識の向上に努めております。

内部監査室が独立した立場から当社グループのコンプライアンス監査を行い、コンプライアンス上の問題の有無について内部監査報告会で報告しております。

当社ウェブサイトに通報窓口を設け、不正行為等の早期発見に努めております。

② リスク管理

「危機管理社内マニュアル」に基づき、各部署の課長代理以上の責任者からなる危機管理対策要員を通して、具体的な事前の抑止活動及び使用人の教育訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行

取締役会を16回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の確認等を行いました。

④ 監査役の監査

監査役会を12回開催し、監査方針等の協議決定及び監査結果報告を行いました。監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し適時意見を述べた他、内部監査室や会計監査人と相互連携し、監査の実効性確保に努めました。

連結貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**31,094**	**流動負債**	**9,112**
現金及び預金	11,111	支払手形及び買掛金	2,378
受取手形及び売掛金	10,665	短期借入金	3,250
製品	3,961	リース債務	172
仕掛品	2,581	未払金	1,195
原材料及び貯蔵品	1,589	未払法人税等	392
繰延税金資産	365	賞与引当金	586
その他	843	その他	1,137
貸倒引当金	△23	**固定負債**	**5,381**
固定資産	**28,081**	長期借入金	3,033
有形固定資産	**26,710**	リース債務	395
建物及び構築物	5,245	繰延税金負債	776
機械装置及び運搬具	10,697	退職給付に係る負債	373
工具、器具及び備品	2,314	役員退職慰労引当金	256
土地	3,434	その他	545
建設仮勘定	5,017	**負債合計**	**14,494**
無形固定資産	**378**	**純資産の部**	
その他	378	**株主資本**	**44,199**
投資その他の資産	**992**	**資本金**	**8,522**
投資有価証券	380	**資本剰余金**	**8,046**
繰延税金資産	17	**利益剰余金**	**27,630**
その他	631	**自己株式**	**△0**
貸倒引当金	△37	**その他の包括利益累計額**	**384**
		その他有価証券評価差額金	**19**
		為替換算調整勘定	**238**
		退職給付に係る調整累計額	**126**
		非支配株主持分	**96**
		純資産合計	**44,681**
資産合計	**59,175**	**負債・純資産合計**	**59,175**

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**45,834**
売上原価		**33,717**
売上総利益		**12,116**
販売費及び一般管理費		**11,715**
営業利益		**401**
営業外収益		
受取利息及び配当金	16	
助成金収入	561	
その他	24	602
営業外費用		
支払利息	59	
為替差損	123	
債権売却損	7	
コミットメントフィー	10	
その他	1	202
経常利益		**800**
特別損失		
関係会社事業再編費用	49	
ゴルフ会員権評価損	35	84
税金等調整前当期純利益		**716**
法人税、住民税及び事業税	627	
法人税等調整額	△77	550
当期純利益		**166**
非支配株主に帰属する当期純利益		8
親会社株主に帰属する当期純利益		**157**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,522	8,046	27,723	△0	44,293
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△250		△250
親会社株主に帰属する当期純利益			157		157
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△93	△0	△93
当期末残高	8,522	8,046	27,630	△0	44,199

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	41	1,276	148	1,466	55	45,815
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当				－		△250
親会社株主に帰属する当期純利益				－		157
自己株式の取得				－		△0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△21	△1,037	△22	△1,081	40	△1,040
連結会計年度中の変動額合計	△21	△1,037	△22	△1,081	40	△1,134
当期末残高	19	238	126	384	96	44,681

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	19社
連結子会社の名称	SINGAPORE DAI-ICHI PTE. LTD.　MDI SDN. BHD.　LAGUNA DAI-ICHI, INC.　5S TECHNOLOGY RESOURCES, INC.　上海第一精工模塑有限公司　DAI-ICHI SEIKO AMERICA,INC.　THAI DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD.　TOUCHSTONE PRECISION,INC.　PT.PERTAMA PRECISION BINTAN　I-PEX（SHANGHAI）CO.,LTD.　I-PEX ELECTRONICS（H.K.）LTD.　I-PEX USA LLC　DJプレシジョン株式会社　東莞第一精工模塑有限公司　VIETNAM DAI-ICHI SEIKO CO.,LTD.　松江第一精工株式会社　I-PEX EUROPE SARL　I-PEX KOREA CO.,LTD.　IGM TECH SDN. BHD.

子会社はすべて連結されております。上記のうち、IGM TECH SDN. BHD.については、当連結会計年度において新たに株式を取得したため、連結の範囲に含めております。なお、連結子会社でありました香港第一精工有限公司は当連結会計年度において清算したため、連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社はありませんので、持分法は適用しておりません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

その他有価証券

⑷　時価のあるもの	決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
⑹　時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

②　デリバティブ　　時価法

③ たな卸資産

A．製品及び仕掛品

(a) 量産品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(b) 金型・自動機及び半導体設備　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B．原材料

(a) 量産品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(b) 金型・自動機及び半導体設備　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

C．貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　当社及び国内連結子会社は定率法を、また、海外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。）なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　15年～38年
機械装置及び運搬具　５年～10年
工具、器具及び備品　２年～５年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　当社及び連結子会社は定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産　当社及び国内連結子会社は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しており、海外連結子会社については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金	当社及び連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
③ 役員退職慰労引当金	当社及び国内連結子会社は役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑷ 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑸ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑹ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、金利スワップについて、特例処理の条件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
② ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
③ ヘッジ方針	主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
④ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。 ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

⑺ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却を行っております。

⑻ 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

⑼ 連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

5．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

6．会計方針の変更に関する注記

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－２項（4）、連結会計基準第44－５項（4）及び事業分離等会計基準第57－４項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる連結計算書類に与える影響は軽微であります。

7．その他の注記

（金額表示単位の変更）

当社の連結計算書類に記載される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度より、百万円単位で記載することに変更いたしました。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　51,943百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
普通株式	16,722	－	－	16,722

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年３月30日 定時株主総会	普通株式	167	10	平成27年 12月31日	平成28年 ３月31日
平成28年８月９日 取締役会	普通株式	83	5	平成28年 ６月30日	平成28年 ９月５日

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年３月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	167	10	平成28年 12月31日	平成29年 ３月31日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については主として銀行借入による方針であります。デリバティブは、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当社グループでは社内ルールに従い、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行っております。また、海外で事業を行うにあたり生じる外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての買掛金及び借入金との平準化に努めております。

投資有価証券である株式は、業務・財務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクにさらされております。当社グループでは定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクにさらされておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高との平準化に努めております。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、営業取引及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は金利の変動リスクにさらされておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利の固定化に努めております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップであります。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内ルールに従って行っており、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
⑴ 現金及び預金	11,111	11,111	－
⑵ 受取手形及び売掛金（*1）	10,642	10,642	－
⑶ 投資有価証券	380	380	－
資産計	22,134	22,134	－
⑴ 支払手形及び買掛金	2,378	2,378	－
⑵ 短期借入金（*2）	1,366	1,366	－
⑶ 長期借入金（*2）	4,917	4,891	△25
⑷ リース債務（*3）	567	562	△5
負債計	9,230	9,198	△31

(*1)受取手形及び売掛金の連結貸借対照表計上額及び時価は貸倒引当金(23百万円) 控除後の金額であります。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価は長期借入金に含めております。

(*3)リース債務の連結貸借対照表計上額及び時価は流動負債及び固定負債を合算した金額であります。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

⑴ 現金及び預金、⑵ 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　債

⑴ 支払手形及び買掛金、⑵ 短期借入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑶　長期借入金、⑷　リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されるため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	2,666.11円
2．1株当たり当期純利益	9.41円

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**19,836**	**流動負債**	**8,546**
現金及び預金	3,285	支払手形	21
受取手形	685	買掛金	2,556
売掛金	9,789	短期借入金	1,366
製品	2,454	関係会社短期借入金	640
仕掛品	1,823	1年内返済予定の長期借入金	1,784
原材料及び貯蔵品	624	リース債務	152
前払費用	129	未払金	954
繰延税金資産	227	未払費用	297
未収入金	672	未払法人税等	31
未収消費税等	145	前受金	63
その他	14	預り金	276
貸倒引当金	△14	賞与引当金	399
固定資産	**25,608**	その他	1
有形固定資産	**15,347**	**固定負債**	**3,931**
建物	2,495	長期借入金	2,444
構築物	100	リース債務	319
機械及び装置	5,692	繰延税金負債	8
車両運搬具	5	退職給付引当金	362
工具、器具及び備品	929	役員退職慰労引当金	256
土地	2,648	その他	538
建設仮勘定	3,475	**負債合計**	**12,478**
無形固定資産	**330**	**純資産の部**	
ソフトウエア	313	**株主資本**	**32,946**
その他	16	**資本金**	**8,522**
投資その他の資産	**9,930**	**資本剰余金**	**8,046**
投資有価証券	380	資本準備金	8,046
関係会社株式	4,638	**利益剰余金**	**16,377**
関係会社出資金	994	利益準備金	22
関係会社長期貸付金	3,611	その他利益剰余金	16,355
破産更生債権等	7	別途積立金	12,695
長期前払費用	10	繰越利益剰余金	3,660
その他	322	**自己株式**	**△0**
貸倒引当金	△35	**評価・換算差額等**	**19**
		その他有価証券評価差額金	**19**
資産合計	**45,445**	**純資産合計**	**32,966**
		負債・純資産合計	**45,445**

損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**38,178**
売上原価		**30,735**
売上総利益		**7,442**
販売費及び一般管理費		**9,161**
営業損失		**1,718**
営業外収益		
受取利息	42	
受取配当金	1,159	
不動産賃貸料	14	
その他	8	1,225
営業外費用		
支払利息	69	
債権売却損	3	
コミットメントフィー	10	
為替差損	188	
その他	0	271
経常損失		**764**
特別損失		
ゴルフ会員権評価損	35	35
税引前当期純損失		**799**
法人税、住民税及び事業税	△172	
法人税等調整額	47	△125
当期純損失		**674**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	8,522	8,046	8,046	22	12,695	4,585	17,303
事業年度中の変動額							
剰余金の配当			－			△250	△250
当期純損失			－			△674	△674
自己株式の取得			－				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			－				－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△925	△925
当期末残高	8,522	8,046	8,046	22	12,695	3,660	16,377

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△0	33,872	41	41	33,913
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△250		－	△250
当期純損失		△674		－	△674
自己株式の取得	△0	△0		－	△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）		－	△21	△21	△21
事業年度中の変動額合計	△0	△925	△21	△21	△947
当期末残高	△0	32,946	19	19	32,966

重要な会計方針に係る事項

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券

① 子会社株式　移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

A．時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

B．時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

⑵ デリバティブ　時価法

⑶ たな卸資産

① 製品及び仕掛品

A．量産品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B．金型・自動機及び半導体設備　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 原材料

A．量産品　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

B．金型・自動機及び半導体設備　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ 貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15年～38年
機械及び装置	６年～12年
工具、器具及び備品	２年～５年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
⑵ 賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
⑶ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。

① 退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
⑷ 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4．外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．ヘッジ会計の方法

⑴ ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 また、金利スワップについて、特例処理の条件を満たしている場合には、特例処理を採用しております。
⑵ ヘッジ手段とヘッジ対象	ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金
⑶ ヘッジ方針	主に当社の内規である「デリバティブ管理規程」に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
⑷ ヘッジ有効性評価の方法	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、その変動額の比率により有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

6．消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

7．連結納税制度の適用　　当事業年度より連結納税制度を適用しております。

8．退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

9．記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

10. 会計方針の変更

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる計算書類に与える影響は軽微であります。

11. その他の注記

(金額表示単位の変更)

当社の計算書類に記載される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当事業年度より、百万円単位で記載することに変更いたしました。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額　31,053百万円

2．保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

保証先	保証金額（百万円）	うち外貨建
SINGAPORE DAI-ICHI PTE.LTD.	58	728千シンガポールドル
松江第一精工株式会社	694	－
合計	753	－

3．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

短期金銭債権　4,213百万円

短期金銭債務　1,338百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引

売上高	9,062百万円
仕入高	12,246百万円
外注加工費	946百万円
販売手数料	687百万円

営業取引以外の取引

受取利息及び配当金	1,196百万円
支払利息	20百万円
不動産賃貸料	10百万円
雑収入	1百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末株式数(千株)
普通株式	0	0	−	0

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
賞与引当金	123百万円
たな卸資産	197百万円
その他	22百万円
小計	343百万円
評価性引当額	△115百万円
繰延税金資産（流動）合計	227百万円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	110百万円
役員退職慰労引当金	78百万円
子会社株式等評価損	277百万円
会員権評価損	39百万円
繰越欠損金	1,879百万円
減損損失	409百万円
その他	24百万円
小計	2,821百万円
評価性引当額	△2,821百万円
繰延税金資産（固定）合計	－
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	△8百万円
繰延税金負債（固定）合計	△8百万円
繰延税金負債（固定）の純額	△8百万円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.8％から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.6％に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.4％となります。なお、この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1．子会社及び関連会社等

会社名	関係	議決権の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
SINGAPORE DAI-ICHI PTE. LTD.	子会社	(所有)直接 100.0	仕入高	5,677	買掛金	571
			支払利息	20	短期借入金	640
I-PEX ELECTRONICS (H.K.) LTD.	子会社	(所有)直接 100.0	製品等の販売	2,133	売掛金	860
松江第一精工株式会社	子会社	(所有)直接 100.0	受取利息	12	長期貸付金	2,000
			債務保証	694	−	−
上海第一精工模塑有限公司	子会社	(所有)直接 100.0	受取利息	25	長期貸付金	1,600
			資金の貸付	1,000	−	−
I-PEX (SHANGHAI) CO.,LTD.	子会社	(所有)直接 100.0	製品等の販売	2,340	売掛金	1,829

(注) 1．取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針

製品等の販売取引における価格その他の取引条件は市場実勢等を勘案して決定しております。

資金の貸付及び借入取引における金利につきましては、市場金利に個々の情勢を勘案して決定しております。

3．債務保証は、当社が銀行借入等に対して債務の保証を行ったものであり、保証料の受領はしておりません。

2．役員及び個人主要株主等

会社名	関係	議決権の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
株式会社福岡技研(注)3	専務取締役 福元 哲巳の近親者が議決権の過半数を所有している会社	－	当社からの加工依頼	96	買掛金	8
株式会社ワコー(注)4	取締役 岡田 和廣が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社	－	特許権使用料	63	－	－
		－	製品の販売	12	売掛金	－
				－	前受金	10

(注) 1．取引金額には消費税等は含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2．取引条件及び取引条件の決定方針
他の外注先と同様に依頼内容に基づき交渉の上決定しております。
特許権使用料については、第三者取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
製品の販売については、市場価格等を勘案して、一般の取引条件と同様に決定しております。
3．当社は株式会社福岡技研の加工技術及び価格、納期対応力を評価し取引を継続しております。
4．当社は株式会社ワコーのMEMS技術を用いたセンサ等のデバイスを開発する目的で、同社とコンサルタント契約を締結し、報酬を支払っております。また、同社が保有する特許権の実施許諾を受けるライセンス契約を締結しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　1,971.37円
2．1株当たり当期純損失　40.35円

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

第一精工株式会社
取 締 役 会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　泰　蔵	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　仲　伸　之	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、第一精工株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、第一精工株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年２月14日

第一精工株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安　藤　泰　蔵	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	尾　仲　伸　之	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、第一精工株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討をいたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年２月23日

第一精工株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　庭野　修次　㊞

監査役（社外監査役）　角田　宗熙　㊞

監査役（社外監査役）　中田　均　㊞

監査役（社外監査役）　前出　吉治　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

業績及び配当性向等を総合的に勘案した結果、期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

⑴　株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円　総額　167,226,450円

なお、中間配当金５円を加えた当期の年間配当金は１株につき15円となります。

⑵　剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年３月31日

２．その他の剰余金の処分に関する事項

⑴　減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　2,500,000,000円

⑵　増加する剰余金の項目とその額

別途積立金　　2,500,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

次の理由から定款の一部変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

⑴　平成27年５月１日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）により、新たな機関設計として「監査等委員会設置会社」が創設されました。当社は、従来からコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいりましたが、今般、監督機能を更に強化するとともに業務執行の意思決定を迅速化し、企業価値の向上を図るため、監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。

これに伴い、次の変更を行うものであります。

①会社の機関に関する規定の変更、取締役及び取締役会に関する規定の変更、監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。

②取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

⑵　改正会社法により責任限定契約を締結できる取締役の範囲が業務執行取締役等でない取締役に変更されたことに伴い、業務を執行しない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、責任限定契約を締結できる取締役の範囲の変更を行うものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑶　上記に伴う条数の変更その他表現の統一、明確化等所要の変更を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　　総則	第１章　　総則
第４条　（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第４条　（機関） 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 (削除) （３）会計監査人
第５条～第18条（条文省略）	第５条～第18条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　　取締役および取締役会	第４章　　取締役および取締役会
第19条（員数） 当会社の取締役は15名以内とする。	第19条（員数） 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。
（新設）	②　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
第20条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。	第20条（選任方法） 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
②　（条文省略）	②　（現行どおり）
③　（条文省略）	③　（現行どおり）
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条（任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。	②　補欠または増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了すべき時までとする。
（新設）	③　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	④　補欠により選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。
第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
②　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	②　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条（条文省略）	第23条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。	第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（新設）	第26条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
第26条（条文省略）	第27条（現行どおり）
第27条（報酬等） 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条（条文省略）	第29条（現行どおり）
第29条（取締役の責任免除） （条文省略） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第30条（取締役の責任免除） （現行どおり） ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
第30条（員数） 当会社の監査役は４名以内とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
第31条（選任方法） 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）
第32条（任期） 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
第33条（常勤の監査役） 監査役は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
第34条（監査役会の招集通知） 監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の３日前までに発するものとする。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（削除）
第35条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	（削除）
第36条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
第37条（監査役の責任免除） 当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第５章　　監査等委員会
（新設）	第31条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（新設）	第32条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第38条～第41条（条文省略）	第33条～第36条（現行どおり）
（新設）	附　則 （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置） 平成29年３月30日開催の第54期定時株主総会の終結前の会社法第423条第１項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の取締役会による免除および社外監査役（社外監査役であった者を含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第37条第１項および同条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（11名）は、定款変更の効力が発生した時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）９名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	小西 英樹 (昭和38年２月20日生)	昭和62年３月　当社入社 平成２年１月　取締役製造部部長付 平成５年７月　代表取締役副社長 平成６年３月　代表取締役社長 現在に至る （重要な兼職の状況） 上海第一精工模塑有限公司董事長	497,600株
	【候補者とした理由】 平成６年３月の代表取締役社長就任以降、経営者としての豊富な経験と見識を有しており、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
2	土山 隆治 (昭和34年４月29日生)	昭和57年３月　当社入社 平成12年６月　取締役工機事業部長 平成19年４月　取締役コンポーネンツ事業本部長 平成21年４月　取締役自動車部品事業本部長 平成25年３月　常務取締役自動車部品事業本部長 平成29年１月　常務取締役コンポーネンツ事業グループ長兼自動車部品事業本部長 現在に至る	38,000株
	【候補者とした理由】 複数の事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、平成25年３月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	緒方 健治 (昭和33年4月2日生)	昭和58年11月　当社入社 平成13年６月　取締役第一技術開発部長 平成19年４月　取締役設備事業本部長 平成22年９月　取締役副事業統括兼技術開発本部長 平成25年３月　常務取締役副事業統括兼技術開発本部長 平成25年４月　常務取締役技術開発本部長兼精密部品事業部・設備事業部担当 平成27年１月　常務取締役技術開発本部長 現在に至る	38,200株
	【候補者とした理由】 事業本部長及び技術開発本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、平成25年３月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
4	原田 隆 (昭和32年7月4日生)	昭和57年９月　当社入社 平成16年６月　取締役製品開発部長 平成18年３月　取締役製品開発担当 平成19年４月　取締役コネクタ事業本部技術副本部長 平成24年１月　取締役アイペックス事業本部技術本部長 平成25年３月　常務取締役アイペックス事業本部長 現在に至る	38,200株
	【候補者とした理由】 製品開発部長及び事業本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、平成25年３月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	田篭 康利（たごもり やすとし） (昭和29年8月26日生)	平成２年３月　当社入社 平成20年４月　財務部長 平成22年６月　取締役財務部長 平成23年５月　取締役管理本部長兼財務部長 平成25年４月　取締役管理本部長兼財務統括部長 平成27年３月　常務取締役管理本部長兼財務統括部長 現在に至る	13,600株
	【候補者とした理由】 財務部長及び管理本部長を歴任し豊富な経験と知見を有しており、平成27年３月からは常務取締役として経営手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
6	後藤 信明（ごとう のぶあき） (昭和33年5月1日生)	昭和59年１月　当社入社 平成12年６月　取締役営業一部長 平成18年３月　取締役電子部品事業担当 平成19年４月　取締役コネクタ事業本部営業副本部長 平成22年５月　取締役新規事業推進室長 平成23年７月　取締役自動車部品事業副本部長 平成25年４月　取締役自動車部品事業本部営業統括部長 平成27年１月　取締役Ｅ＆Ｃ事業本部長 現在に至る	37,000株
	【候補者とした理由】 複数の事業の営業責任者を歴任し豊富な経験と知見を有しており、平成27年１月からは事業本部長として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	遠藤 隆吉（えんどう たかよし） (昭和22年3月22日生)	平成18年６月　株式会社システム・サーキット・テック　代表取締役 平成22年９月　当社入社　新規事業推進室長付 平成23年６月　取締役 平成23年７月　取締役自動車部品事業本部車載コンポーネンツ事業部長 現在に至る	1,800株
	【候補者とした理由】 自動車部品業界での長年にわたる豊富な経験と知見を有しており、平成23年７月からは事業部長として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
8	原 昭彦（はら あきひこ） (昭和38年８月22日生)	昭和60年８月　当社入社 平成19年３月　コネクタ事業本部電子部品事業部長 平成24年１月　アイペックス事業本部電子部品事業部長 平成24年３月　取締役アイペックス事業本部電子部品事業部長 平成29年１月　取締役アイペックス事業副本部長 現在に至る	7,400株
	【候補者とした理由】 電子部品事業部長として国内外の生産現場を統括し豊富な経験と知見を有しており、平成29年１月からは事業副本部長として事業の発展に手腕を発揮しております。また、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしており、当社グループの持続的な成長を実現するために取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	岡田和廣（おかだかずひろ） (昭和26年11月24日生)	昭和54年７月　藤倉電線株式会社（現株式会社フジクラ）入社 昭和63年９月　株式会社ワコー設立　代表取締役社長 平成18年６月　博士（工学）取得 平成19年７月　株式会社ワコーテック設立　代表取締役社長 平成27年３月　当社社外取締役 現在に至る （重要な兼職の状況） 株式会社ワコー代表取締役社長 株式会社ワコーテック代表取締役社長	4,100株
	【候補者とした理由】 経営者としての豊富な経験とＭＥＭＳ技術に関する高度な知見を引き続き当社の経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

（注）１．取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
・岡田和廣氏　株式会社ワコーの代表取締役社長であり、当社はＭＥＭＳ技術を用いたセンサ等のデバイスを開発する目的で、同社とコンサルタント契約を締結し、報酬を支払っております。また、同社が保有する特許権の実施許諾を受け、実施料を支払っております。

２．その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

３．岡田和廣氏は、社外取締役候補者であります。

４．岡田和廣氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって２年であります。

５．当社は、岡田和廣氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、同氏が再任された場合は、同契約を継続する予定であります。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	橋口純一（はしぐちじゅんいち） (昭和22年９月９日生)	昭和45年４月　日産自動車株式会社入社 平成８年７月　同社第一調達部長 平成12年６月　株式会社ユニシアジェックス（現日立オートモティブシステムズ株式会社）執行役員購買本部長 平成16年５月　株式会社キリウ入社　執行役員営業部長 平成18年６月　同社常務執行役員営業部長兼購買部長 平成21年６月　同社代表取締役社長 平成26年６月　同社代表取締役会長 平成27年６月　同社退任 平成28年３月　当社社外取締役 現在に至る	2,100株
	【候補者とした理由】 経営者として及びグローバル企業での豊富な経験に基づく高い見識と幅広い知見を引き続き当社の経営に反映していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	庭野修次（にわのしゅうじ） (昭和30年3月24日生)	昭和52年４月　日本電気株式会社入社 平成８年７月　同社無線事業本部横浜事務本部経理部長 平成10年７月　静岡日本電気株式会社事業企画部長 平成13年10月　ＮＥＣアクセステクニカ株式会社経営企画部長 平成15年６月　日本電気株式会社財務部ＩＲ室長 平成19年５月　ＮＥＣモバイリング株式会社（現ＭＸモバイリング株式会社）経理部長 平成21年６月　同社取締役執行役員兼経理部長 平成24年４月　同社取締役執行役員常務兼経理部長 平成26年２月　ＭＸモバイリング株式会社取締役執行役員常務兼財務経理・ＩＴ本部長 平成27年６月　同社退任 平成28年３月　当社常勤監査役 現在に至る	200株
	【候補者とした理由】 過去の会社役員等の経験から会社経営全般に精通しており、その見識を引き続き当社の経営に反映していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。		
3	中田均（なかたひとし） (昭和24年10月29日生)	昭和43年４月　大阪国税局入局 平成４年９月　中田税理士事務所開業 平成６年１月　当社顧問税理士 平成17年６月　当社顧問税理士辞任 当社監査役 現在に至る	1,200株
	【候補者とした理由】 税理士としての財務及び会計に関する高度な専門知識と豊富な経験を引き続き当社の経営に反映していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者として適任であると判断いたしました。また、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと考えております。		

（注）１．監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．橋口純一、庭野修次及び中田均の各氏は、社外取締役候補者であります。
３．橋口純一氏は、現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年であります。

4．庭野修次、中田均の両氏は、現在、当社の監査役であります。その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって庭野修次氏は１年、中田均氏は11年であります。
5．当社は、橋口純一、庭野修次及び中田均の各氏との間で、会社法第427条第１項の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を法令が規定する額を限度とする契約を締結しております。当社は、各氏が選任された場合は、新たに同様の契約を締結する予定であります。
6．当社は、橋口純一、庭野修次及び中田均の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。なお、中田均氏は、平成６年１月から平成17年６月まで当社顧問税理士を務めておりましたが、現在は顧問契約を解消しており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。当社は、各氏が選任された場合は、改めて独立役員として届け出る予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年６月27日開催の第45期定時株主総会において、年額350百万円以内とご承認いただき今日に至っております。

今般、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮いたしまして、新たに年額350百万円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は11名（うち社外取締役２名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は９名（うち社外取締役１名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮いたしまして、年額45百万円以内とさせていただきたいと存じます。

第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第２号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

第７号議案　退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます福元　哲巳氏及び監査役を退任されます角田　宗熙氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査等委員である取締役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
福　元　哲　巳	昭和61年10月　当社　取締役 平成６年３月　当社　専務取締役 現在に至る
角　田　宗　熙	平成13年６月　当社　常勤監査役 平成28年３月　当社　監査役 現在に至る

以　上

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

会場：京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13
メルパルク京都　６階　貴船（会議室Ｃ）
TEL：075－352－7444

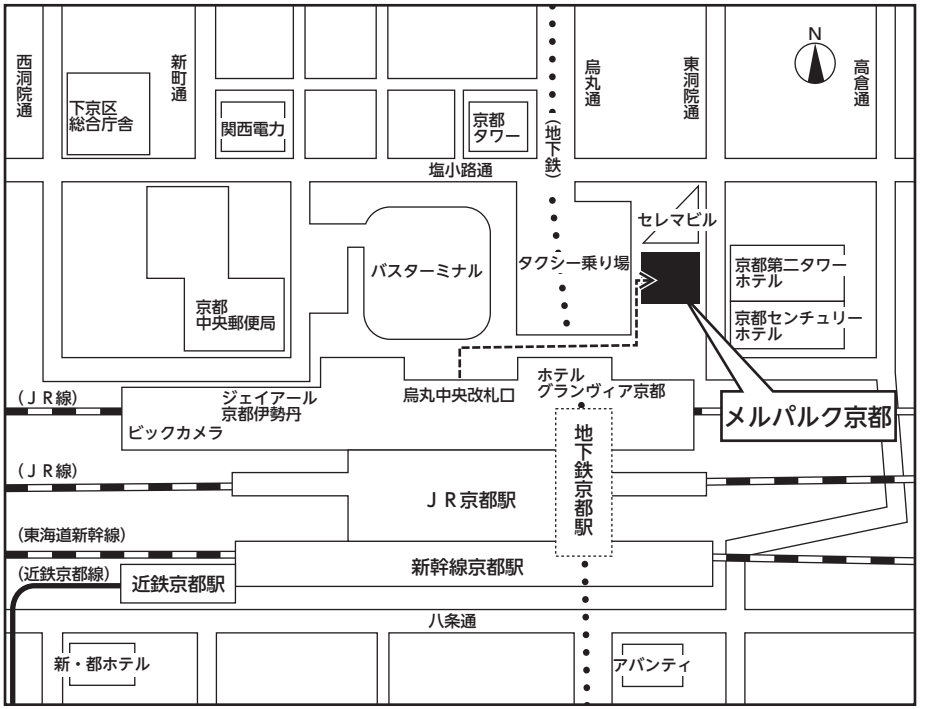

（交通のご案内）・ＪＲ京都駅（烏丸中央改札口）から右手徒歩３分
・地下（ＪＲ京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央１改札口）より、「出口５」をご利用ください。
・近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、ＪＲ京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。

（ お 願 い ）・駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。